

「立法者 législateur」と「正す者 justicier」：

盛期中世フランスにおける上訴制と王権

——ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスの司法改革令を中心に——

藪 本 将 典

- 一 はじめに
 - (一) 問題提起
 - (二) 検討対象としてのポワトゥー伯アルフォンスの人物像と司法改革令
- 二 ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスによる司法改革令の制定経緯
 - (一) 一二二九～一二四九年における王領ラングドックの惨状
 - (二) ルイ九世の親政開始とポワトゥー伯アルフォンスの到来
 - (三) ポワトゥー伯アルフォンスの人物像をめぐる対立…モリニエ／ブータリック論争
- 三 ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスによる司法改革令の比較
 - 四 ポワトゥー伯アルフォンスによる上訴制の整備
 - (一) 中世フランスにおける上訴制
 - (二) トゥールーズにおける、伯を頂点とした「上訴制…裁判機構」の整備
 - (三) 最終審たる伯の権威
 - 五 総括…クリネンの分析系による整理

一 はじめに

(一) 問題提起

一二四九年のトゥールーズ伯レモン七世逝去に伴い、その所領である南仏ラングドック一帯は、異端カタリ派の弾圧に名を借りた北仏王権による南仏征服戦争たる、アルビ十字軍の終結に際して締結された一二二九年の「パリ和約」に基づき、いわば「親王領 *apanage*」の形で王弟ポワトゥー伯アルフォンスの支配下に入った⁽¹⁾。かくして、南仏屈指の領邦として独立不羈を誇ったトゥールーズ伯領は、伸張目覚ましいカペー朝王権の支配体制に取り込まれたのである。

フィリップ^{オーギュスト}尊厳王(二世)以来、カペー朝王権がローマ法に通じた側近「レジスト *legistes*」を重用し、王の権威をローマ皇帝の絶対権 (*majestas, merum imperium, plena jurisdictio, auctoritas, plena potestas* など) に擬える形で王国の中央集権化を推進したことは夙に知られているが、そうした絶対権の中核となったのが、ウルピアヌスの法文 (*Princeps legibus solutus est. D.1.3.31 / Quod principi placuit legis habet vigorem. D.1.4.1.pr.*) に由来する立法権⁽²⁾の概念であった。フランスの法史家 J・クリネンは、イタリアの法史家 F・カラッソの影響の下、盛期中世におけるこのような立法権の勃興を「立法絶対主義 *absolutisme législatif*」として視座に据え、中世フランスにおける「学識法 *droit savant*」の寄与を積極的に評価しているが⁽³⁾、近著ではさらにその分析系を押し広げ、「法国家 [État de droit] と「裁判国家 [État de justice]」の対置による「至高権 *souveraineté*」のありようと「近代国家の形成過程 *genèse de l'État moderne*」を、いわゆる「長期持続 *longue durée*」の観点から考察している⁽⁴⁾。

これらクリネンの所説を総合すると、盛期中世におけるフランス国王の基本的な属性は、「立法者たる国王 *roi législateur*」と「正す者たる国王 *roi justicier*」であり、両者は不可分一体の関係にある。即ち、王たる者の務

めは法を制定して規範を示すばかりでなく、これを実際に適用することによって「正義を取り戻す rendre la justice」（判決を下す＝裁判を行う）ことにあり、ここから、立法と司法（＝法適用に際しての解釈 interpretation）が国王の人格において一体化していたことが窺えるのである。

かくして、クリネンによる以上の分析は、歴史の現象面よりも理念モデルに重きを置くものであり、結論を急ぎ過ぎているとの指摘もあるが、⁽⁵⁾翻ってアメリカの中世フランス史家F・L・チエイエットが、中世ラングドック法史研究の基礎に位置付けられる論文「各人に各人のものを分配せよ」⁽⁶⁾で指摘しているように、一三世紀半ば以降のラングドックが、国王主導の法に準拠した規範的裁判による、支配領域の体制への取り込みにおいて王国の他の地域を先導していたとするならば、かの地におけるクリネンの分析系は果たして有効であろうか。

(二) 検討対象としてのポワトゥー伯アルフォンスの人物像と司法改革論

アルビ十字軍終結後の南仏における北仏カペー朝王権の伸張についての古典的名著である、『ルイ聖王とポワトゥー伯アルフォンス——南仏および西部地方の王領への併合ならびに未刊文書史料群に見る行政の中央集権化の起源に関する研究——』⁽⁷⁾（二八七〇年）においてE・ブータリックは、トゥールーズ伯レモン七世の逝去と「パリ和約」（一二三九年）の条項に基づいて、一二四九年に同伯位を継承したポワトゥー伯アルフォンスについて、歴史上あまり目立たない人物であるが、フランス史上随一の名声を誇る兄王ルイ九世と辛苦を共にした人物であり、両者はその業績を同じくする分ち難い存在であるとの人物像を提示している。⁽⁸⁾それによると、所領である南仏ラングドック（トゥールーズ伯領）の「良き統治」に専念し、これに行政上の一体性を与えること、即ち「フランス化 rendre françaises」をその使命とする王弟アルフォンスの政策は、王国全土に覇権を確立しようとする王権の方針そのままの、まさに兄王の模倣ないし当時の王権理念の反映に他ならず、したがって、アルフォンス

の人物誌は王権による南仏併合の歴史そのものであり、熱心な中央集権化の賜物であると言える⁽⁹⁾。しかし、それは単純な同化政策とは異なり、彼は中央集権化によって在地の属僚や自治都市のブルジョワ貴族政による横暴(権利濫用)を取り払い、秩序を回復することで王権側の原理を尊重させるに際して、自発性と独創性を発揮し、驚嘆と賞賛に価すべきその巧みな行政手腕により、精神面においても南仏を王権に帰順させた⁽¹⁰⁾とされる。

これに対し、一九世紀末のフランス古文書学の権威 A・モリニエは、自身も編者のひとりとして校訂と増補に携わり、現在もラングドック地方史研究の基礎文献となっている『ラングドック概史』(プリヴァ版)⁽¹¹⁾の中で、折に触れて(特に、第七巻所収の「ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスの行政に関する研究」と題する論考)⁽¹²⁾ブータリックとは異なる見解を提示している。それらを総合すると、王弟アルフォンスは、ブータリックが提示したような、兄王の政策において模範的に示される「良き統治」の理想に燃えた、北仏王権理念の忠実なる実行者というよりは、所領の統治に際して常に自らの権力に固執し、かつ徴税による軍資金の調達に熱心な、兄王に比してより権威主義的で計算高い人物像が浮かび上がって来る。

以下本稿では、これらポワトゥー伯アルフォンスの人物像をめぐるブータリックとモリニエの見解の相違を踏まえ、また、一、二五二年から一、二五四年にかけて、ルイ九世と王弟アルフォンスの両者が相前後して発布した一連の司法改革令を比較分析し、特に後者の司法改革において特筆すべき上訴制の整備に着目しつつ、その人物像を再検討すると共に、これを中世フランス王権理論に関する近時の有力説である「立法絶対主義」の枠組みの中で捉え直すことによって、ラングドックを中心とする北仏カペー朝王権による南仏支配、即ち南仏における王権の拡張と中央集権化の意義を再定位することをその目的とする。

二 ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスによる司法改革令の制定経緯

(一) 一二二九～一二四九年における王領ラングドックの惨状

一二二九年の「パリ和約」⁽¹³⁾に基づいて、北仏カペー朝王権はトゥールーズ伯領のうち、カルカソンヌ、ナルボンヌ、ベジエ、モンペリエ、アグド、ロデーヴ、ニームの各司教区およびロデーヴとアルビ司教区の一部 (Partes Albiensis) を王領に併合したが、一二四七～一二四八年にかけて、かの地に派遣された国王の巡察使の報告書からは、現地の国王代行官たちによる、異端カタリ派の弾圧に名を借りた未曾有の悪逆・搾取の実態を窺い知ることができる。

それによると、王領ラングドックが中央政権から遠く離れているために、総代官 *seneschal* をはじめとする当地の国王代行官たちは無制約な自由を享受しており、一二四七年に国王の巡察使が来訪するまで、遵守すべき中央の意向が届かないという状況にあつては、彼らのあらゆる専横が罷り通り、もはやかの地の民の間に正義は存在せず、全土で混乱が生じていた。⁽¹⁶⁾ かくて、総代官が蓄財のため、最も過酷で頻繁に用いた手法が、裁判権の濫用であり、その目的は、できるだけ多額の罰金をせしめることと古来の罰金額の割合を引き上げること⁽¹⁷⁾にあり、数多の者たちがいわれのない罪科や措置の対象となり、不当に高い罰金が科されていた。⁽¹⁷⁾ このように、王領ラングドックにおける総代官は、いわば「小さな暴君 *petits tyrants*」として、気紛れと暴力、そして無責任から来る横暴を恣にし、己の欲望を満たしていたのであるが、総代官に服属する代官 *viguier* や副代官 *sous-viguier*、城代 *châtelain* や徴税官 *baillie* も、こうした不正と強欲の列に加わっており、⁽¹⁸⁾ 王権に対する人々の不満は予断を許さないほどに高まっていったのである。⁽¹⁹⁾

他方、トゥールーズ伯レモン七世に残された所領 (*Partes Tholosae*) においては、同時代の王領ラングドック

に比して混迷の度は深くなく、組織的な職権濫用が行なわれた形跡は見られず、あまつさえ都市ブルジョワジーは諸特権を維持・拡大さえしている。かくてレモン七世の死は、所領全体に広く悲しみをもたらし、王領地に見られるような惨状をもたらす、北仏支配権の到来に不安を抱かせることとなった。⁽²⁰⁾

(二) ルイ九世の親政開始とポワトゥー伯アルフォンスの到来

ラングドック全土をめぐる斯様な状況は、一二四九〜一二五四年にかけて一大転換を迎える。その契機となったのが、摂政母后ブランシュ・ド・カステイユの死によるルイ九世の親政開始とトゥールーズ伯レモン七世の死に伴う王弟アルフォンスによるトゥールーズ伯位の継承であった。⁽²¹⁾そして、彼ら兄弟によるラングドック統治に際しての「巡察使 *enquêteurs* : *inquisiteurs*」創設は、特に顕著な転換点をなすものと目される。

そもそもこの巡察使とは、王領における国王代行官の職権濫用を調査し、彼らによって不正に徴収された罰金や没収された財産を返還するために国王が派遣する顧問官であり、民事判決によって利害調整を図るばかりでなく、ひろく民の訴え（不平・陳情）を募り、それに基づいて告発を行なう点を特徴とする。⁽²²⁾封臣や国王代行官の立会の下に、彼らの属僚によって苦しめられている人々に証言を促すのが主な任務であり、その権限は総代官区全体に及ぶが、自らの判決の執行権限を除き、不正の懲罰権限は持たない（その場合、個人からの訴えを吟味し、総代官や代官といった国王代行官宛の国王の通達に則って「法」懲罰を行なう）。このような巡察使の創設により、当事者の裁判費用や国王に訴え出るための移動の労が軽減され、こうして受理された訴えが改革王令の起草に資することとなった。⁽²³⁾

兄王の行政の良い点を導入すべく、有用な措置はすべて取り入れる王弟アルフォンスも程なく自身の巡察使を持つに至り、したがって従前の国王巡察使とは、その目的（属僚を身近で監視し、その不正を糺すこと）を同じく

する。しかし、王弟アルフォンスは、自身の巡察使を司法運用に密着させるといふ改良を加えており、この点において、王弟アルフォンスの司法改革に対する意識の高さが窺われる⁽²⁴⁾。

(三) ポワトゥー伯アルフォンスの人物像をめぐる対立…モリニエ／ブータリック論争⁽²⁵⁾

このように、ルイ九世と王弟アルフォンスの政策を比較するのの際し、ブータリックは一貫して両者を同一視する立場に立脚しているが、モリニエによれば、これは少々危険かつ大胆に過ぎるものとなる。というのも、ブータリックの所説では、両者の共通点ばかりが強調され、ルイ九世と王弟アルフォンスの性格の違いや、それを裏付ける制度の違いが見落とされているからであり、遺された公文書を丹念に読み込めば、その歴然たる差異は次のように示される。

1 公文書に表れたルイ九世の人物像

王権の拡大・発展に積極的であり、荒廃した王領ラングドックに巡察使を派遣して不正を糺し、王令をもってかつての姿に戻そうとする、いわば *reformare* の本義⁽²⁶⁾に忠実であり、個人の不安を取り除くことを旨とする、毅然としたかつ寛大な政策は南仏ラングドックの人々に感謝と愛着の念を抱かせるに足るものであった。このことは、ルイ九世が発した多くの「通達 mandement」に端的に表れており、そこからは、かつて不正に獲得された物は一切これを保持せず、篡奪された土地や権利は、これをすべて個人に返還し、普く法を実現しようとする断の意志を読み取ることができ⁽²⁷⁾る。

2 公文書に表れた王弟アルフォンスの人物像

ルイ九世に比して、同時代人による年代記中にほとんど記述がなく、その人物像は遺された公文書からの再構成に頼らざるを得ない⁽²⁸⁾が、パリ近郊で常に国王の側近くにありながら、きめ細かな指示を記した文書を絶えず自⁽²⁹⁾

らの代行官宛に発しているその姿からは、病弱ながらも果断に富んだ性格と、南仏所領の統治に対する兄王顔負けの勤勉さと几帳面さを窺い知ることができる。

実際、有能な顧問官（ギー・フーコワ、ポンス・アストー、シカール・アラマン等、その多くはレモン七世の旧臣⁽³⁰⁾）に囲まれ、細かい点にまで配慮して各事案に包括的な指示を与え、その執行にも携わるかたわら、諸々の請願を受理検分し、帳簿の監査承認も怠らない王弟アルフォンスが、属僚の不正を根絶しようとする真摯な思いを兄王と共有していることは明白であるが、他方で兄王に比して自らの「権威—権力 *autorité*」に執着しており、これを不承不承配下に委任しているに過ぎないように見える。このことは、王弟アルフォンスが巡察使に寄せられた訴えの解決法の最終決定権を常に自らに留保しており、したがって伯の巡察使や属僚が国王のそれより広汎な権能を持つことはなかった、という事実⁽³¹⁾に端的に示されている。かくして、王弟アルフォンスは兄王のような愛すべき好感の持てる人物とは言えないが、その行政手腕にかけては同時代人の群を抜く、伶俐で権威主義的な計算高い人物であったと考えられる。

そこで以下では、ルイ九世との対比による、これら王弟アルフォンスの人物像をめぐる見解の相違を踏まえたうえで、両者の司法改革令を比較することにより、南仏ラングドックにおける王権の拡張・浸透の様相を析出してみたい。

三 ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスによる司法改革令の比較

(一) 一二五四年一二月のルイ九世による司法改革令（大王令⁽³²⁾）

その内容を一瞥すると、王権は巡察使の報告を介して現実のものとして受け止めた司法の不正と混乱から王領

ラングドックの臣民を解放し、栄えある「改革者 réformateur」としての役割を真剣に果たそうとしていることが窺える。⁽³³⁾

全四三ヶ条は2部に大別され、第1部の一二ヶ条は、従来の司法の退廃・職権濫用の根絶とその予防に充てられ（一二四七～一二四八年の国王巡察使による調査報告を反映⁽³⁴⁾）、個別の濫用事項について総代官による厳粛宣誓の形式を定め、続く第2部では、将来の職権濫用を抑制すべく、行政や裁判の手続きの細則を定めており、⁽³⁵⁾その概要は以下の通りである。

【第1部】

- ・ 総代官とその属僚は、現地で承認された慣行および慣習法に従って、身分の上下・財産・階級・外国人の別を問わず、万人に対して等しく裁判を行なう旨を宣誓すべきこと。⁽³⁶⁾（Ⅲ）
- ・ 国王の諸「権利Ⅱ法」を探索してこれを守ること。但し国王以外に属する諸「権利Ⅱ法」を篡奪したりこれを縮減したりすること、あるいはその行使を妨げることはない旨を宣誓すべきこと。⁽³⁷⁾（Ⅳ）
- ・ 総代官は係累も含め、金銭や物（貴金属その他の動産や不動産を含む）による贈物の他、いかなる便宜供与・接待も受けない旨を宣誓すべきこと。また、善意でこれを受けた場合には、当該宣誓に基づいて返却すべきこと。⁽³⁸⁾（Ⅴ）
- ・ 管区の間、訴訟を持ち込んだ者、訴訟に際して召喚される人々から、20リールを超えて借金をしてはならず、また借金は必ず2ヶ月以内に返済する旨を宣誓すべきこと。⁽³⁹⁾（Ⅵ）
- ・ 国王顧問官とその係累、財務官、巡察使に贈物をしない旨を宣誓すべきこと。⁽⁴⁰⁾（Ⅶ）
- ・ 不忠で不誠実な徴税官や高利貸し、破廉恥な者はこれを放置せず、その行き過ぎを正す旨を宣誓すべきこと。⁽⁴¹⁾（Ⅷ）
- ・ 裁判官および代官は、総代官の係累にいかなる贈物もしない旨を宣誓し、しかる後に限って総代官によって任命されるべきこと。⁽⁴²⁾（Ⅸ et Ⅹ）

・以上の宣誓は、既に国王の前で行なわれていたとしても、改めて聖俗の出席を伴う公の全体集会の場で行なわれるべきこと。^(XII)⁽⁴³⁾

以上は、公正な裁判を確保するための倫理規定が中心であり、ここから、これまでの国王代行官による司法の退廃・職権濫用の実態を読み取ることができる。⁽⁴⁴⁾

【第2部】(司法の細目に関する主なものは以下の通り)

- ・犯罪が明白であるか残忍でない限り、あるいは犯人の自白によって完全に立証されていない限りは、何人も充分な額の保証金の支払いにより、一時的に勾留を解かれる。但し、裁判官が被疑者を犯人とみなす強い推定がはたらいている場合は、この限りではない。⁽⁴⁵⁾ (XX)
- ・国王は、刑事事件に際しては「(ローマ) 法と現地の慣習法に従って *secundum iura et terre consuetudinem*」証人尋問を行ない、被疑者に調書を伝達することを推奨する。⁽⁴⁶⁾ (XXI)
- ・誠実で評判の良い者は、たとえ貧しい者であっても、苦痛が真実を曲げるおそれがあるために、唯一の証言に基づいて拷問に付されることはない。⁽⁴⁷⁾ (XXII)
- ・王の裁判官や徴税官といった王の属僚が脅しや策略、迂遠なやり方を用いて被疑者に示談を強要することを禁じる。⁽⁴⁸⁾ (XXIV)
- ・総代官や代官は、所定の場所で民事・刑事の予審を行ない、過度の出費や移動により当事者を苦しめてはならない。⁽⁴⁹⁾ (XXV III)
- ・訴訟費用は訴訟目的額の10分の1を超えてはならず、判決後に原告が支払う。また、裁判開始時に訴訟費用と損害賠償金の為に差し押さえられた目的物は、当事者に返還される。⁽⁵⁰⁾ (XXII)
- ・宣誓後の明らかな偽証の場合、有罪宣告を受けた者は上訴の利益を享受できない。⁽⁵¹⁾ (XXXIV)

・総代官以下の属僚は、皆その任期満了時に50日間任地に滞在するか、正式に許可された代理人を残して、国王親任官（巡察使）に対して訴え出られた不満に回答しなくてはならない。（XXXV）⁽⁵²⁾

当王令を締めくくるに際し、ルイ九世は「これを宣言し、変更し、あるいは修正し、付け加え、縮減することは、王権の完全性において留保される *retenta nobis plenitudine regie potestatis declarandi, mutandi, vel etiam corrigendi, addendi vel minuendi*」として、加除修正・変更・解釈の権利を自身に留保している。⁽⁵³⁾

(二) 一二五四年頃のポワトゥー伯アルフォンスによる司法改革令⁽⁵⁴⁾

当該伯令を特徴付ける上訴権とその利用法を除く条項の大部分は、先の王令において、やや異なった文体・用語で規定されているものであるが、⁽⁵⁵⁾ 詳細には立ち入らず、ごく大雑把な規定にとどまっております⁽⁵⁶⁾、その概要は以下の通りである。

- ・総代官と徴税官は、各々その任期満了に際して1ヶ月間管区の首都に留まり、責に帰されるべき強要や不正の補償を行なう。補償が行なわれる場合には、通常裁判において判決が公にされる。⁽⁵⁷⁾
- ・提起され得る不平に応じるため、引き続き管区に滞在中の総代官には、俸給の半額が支給される。⁽⁵⁸⁾
- ・裁判官は、総代官ではなく、伯あるいはその代理官によって選任される。⁽⁵⁹⁾
- ・裁判官は訴訟当事者に何も要求してはならず、調停や仲裁において仲介料を取ってはならない。⁽⁶⁰⁾
- ・総代官や裁判官、徴税官は当地のローマ法や慣習法、あるいは慣行を遵守すべきである。また、有罪の宣告は常に裁判官によって行なわれ、当事者が（総代官の）裁判所に調停を申し立てた場合には、当該裁判所は、それが伯の権利を損なうことがないように、必ず伯の同意を仰ぎ、これらの調停はすべて法律顧問による承認を要す。⁽⁶¹⁾

- ・有罪判決は苛烈なものであつてはならない。⁽⁶²⁾
- ・身体刑は罰金に代替できない。⁽⁶³⁾
- ・総代官その他の官吏の職権濫用は、他の官吏への戒めとして、公に処罰される。⁽⁶⁴⁾
- ・総代官とその裁判官は等しく万人のために裁判を行ない、騎士や名士の名誉を傷つけることなく、また訴訟人を侮辱することなく、常にひろい心で彼らの訴えを聞き届けること。⁽⁶⁵⁾
- ・嫌疑の軽い者を拷問に付してはならず、拷問を命ずる際には、先に（中間）判決が必要である。⁽⁶⁶⁾
- ・予め勾留が必要なほどの重大な不法行為を犯した者を除いては、容疑者の勾留は禁じられる。⁽⁶⁷⁾
- ・伯に直訴した者に暴力を振るい、または金銭的負担を強いることは禁じられる。⁽⁶⁸⁾
- ・総代官以下の属僚は、訴訟に際して当事者に移動の負担や過剰な出費を課してはならない。⁽⁶⁹⁾

以上は、先に述べた兄王の司法改革令からの一部借用を含んでいるばかりでなく、一二五二年と一二五四年に伯の巡察使がモンローバンとトゥールーズにおいて発布した一連の改革令をも踏まえている。⁽⁷⁰⁾

1 一二五二年の伯の巡察使による改革令⁽⁷¹⁾

ギー・フーコワ、ピエール・ベルナル、ジャン・ド・カズヌーヴおよびフィリップの二名のフランシスコ会士、騎士ジャン・デ・メゾンの計五名の伯の巡察使がケルシーおよびアジャン一带に派遣され、トゥールーズならびにカオールの両司教、モンローバン大修道院長、アジャンカオール総代官、シカール・アラマン、ポンス・エストウルドウスらの立会いの下、モンローバンのサンジャック教会にて、当地で目にした惨状に則して以下の改革令を発している。⁽⁷²⁾

・徴税金の数が増え過ぎており、伯の臣民に多大な損害を与えているため、各管区には1名の徴税金が置かれ、裁判権

を行使する。また、徴税官が総代官の下で裁判権を行使するに際しては、伯によって定められた裁判手数料で満足すべきであり、(裁判の)担保を確保するために総代官の許可なく城塞や都市内で武力を用いてはならない。(85)⁽⁷³⁾

・証人尋問に際して、徴税官は現地の慣習に従い、かつ総代官やその裁判官の助言と承認を仰がなければならない。総代官やその裁判官に調書を見せることなく、当事者と取り決めを行なうことは一切禁じられる。また、犯罪が立証された場合には、ローマ法および現地の良き慣習法に従い、逆に犯罪が立証されなかった場合でも、被疑者が有罪である可能性が高い場合には、当該被疑者の申し出により、神と自己の良心に従って裁判所との間で取り決めを行なうことができる。(86)⁽⁷⁴⁾

・証人尋問は、臣民や細民の移動の負担を軽減すべく、紛争や犯罪の起こった地で行なう。(87)⁽⁷⁵⁾

・徴税官は万人に対し、常に公正かつ迅速な裁判を行なう旨を宣誓する。(88)⁽⁷⁶⁾

右の諸条項からは、国王の巡察使がかつて王領ラングドックで目にしたのと同様の状況(属僚、特に徴税官による職権濫用)に対処すべく、⁽⁷⁷⁾伯の巡察使たちは、総代官とその裁判官の下での一元的な司法を実現しようとしていたことが窺われる。

2 一二五四年四月八日付の伯の巡察使による改革令⁽⁷⁸⁾

トゥールーズにおいて先の改革令が再確認されたものであり、内容はまったく同じであるが、先の改革令では「アジャンおよびケルシー司教区において in Agenensi et Caturcensi diocesis」とあるのに対し、当改革令においては「トゥールーズ伯領の多くの地において in pluribus locis comitatus Tholose」とあり、その調査範囲が拡大されたのに伴って内容が普遍化されている。⁽⁷⁹⁾

ここで古文書学的知見を踏まえ⁽⁸⁰⁾たうえで、これら諸々の改革令を年代にそって整理すると、【一二五二年の伯の巡察使による改革令】↓【一二五四年四月八日付の伯の巡察使による改革令】↓【一二五四年一二月のルイ九

世の大王令】↓【一二五四年頃の王弟アルフォンスの司法改革令】の順になる。したがって、巡察使の派遣自体はルイ九世が王弟アルフォンスに先駆けている（国王の巡察使…一二四七～一二四八年／伯の巡察使…一二五二～一二五四年にラングドックを巡回⁽⁸¹⁾）ものの、ラングドックにおける司法改革の実際的な取り組みはアルフォンスが兄王に先駆けており、まずは巡察使による司法官（特に徴税官）のあり方を改革（＝古来のあるべき姿への回帰）したうえで、上訴制の整備を通じて一元的な司法制度による中央集権的支配体制を完成させようとしたことが窺われる。

四 ポワトゥー伯アルフォンスによる上訴制の整備

(一) 中世フランスにおける上訴制

ルイ九世と王弟アルフォンス双方の司法改革令を比較・分析するうえで、上訴制に関する規定が後者を際立たせる特徴であることは既に述べた通りであるが、その重要性を理解するには、さしあたり当時のフランスにおける上訴制のあり方に目を向ける必要がある。

1 北仏慣習法地域における上訴制⁽⁸²⁾

九～一三世紀のゲルマン的封建制の枠組みでは、ひとつの審級しか認められておらず、したがって一度宣告された判決は覆しえなかつたとされる。つまり、より上級の裁判所に判決の取り消しと裁判のやり直しを求めるローマ法の上訴は知られておらず、判決を不服とする自由人は「誤判の訴え *faussemment de jugement*; *Falsare iudicium*」⁽⁸³⁾を提起した。これは正義に反する判決を行なったことにつき、審判人（裁判官）を相手どって決闘で争うものであり、相手方がこの戦いに負けると当該判決は取り消され、より上位の封建関係にある領主の裁判所

に改めて訴えが持ち込まれる、というものである。かくして、「同輩裁判制」の原則に基づき同輩によってのみ裁かれる貴族は、常に同輩たる裁判官に決闘を挑むことができる一方、上位の封建領主やその属僚によって裁かれる都市の市民や農民は、こうした実力行使に訴えることができないために、先に述べた司法の退廃に伴う不当判決への不満が高まっていた。

一三世紀に入り、フィリップ二世やルイ九世の下で王権が高まりを見せ、司法機関として「国王顧問会議 (Conseil du roi)」から分化した「御前会議 Parlement」を頂点とする裁判機構が整備されると、王権による決闘の禁止と相俟って、裁判官も決闘の場よりは上級審に引き出されるようになり、ここに北仏における上訴制が登場する。しかし、未だ純然たる封建制とローマ・カノン法の上訴制が並存していたことは、ルイ九世の「決闘禁止令」(一二五八年頃)における上訴の規定からも明らかである。⁽⁸⁴⁾

2 南仏成文法地域における上訴制

南仏成文法地域における上訴制のあり方については諸説あり、ブータリックのような古典的見解によれば、南仏成文法地域(特にラングドック)では、ゲルマン侵攻後もテオドシウス法典を介してローマ法上の諸原則が残存しており、あるいは一二世紀のイタリアとモンペリエにおけるローマ法の再生と相俟って上訴制が再興されたとされ、南仏成文法地域の先進性が強調される。

他方、マンデイの分析によれば、トゥールーズの判例を見る限り、一三世紀初頭の裁判所のほとんどが終審として裁判を行なっていることから、当地において上訴制の観念および機構は未だ知られていなかったとされる。⁽⁸⁷⁾ 既述のように、そもそもフランク古来の法諺によれば、封臣に対する訴訟は被告と同等の身分の者によってしか裁かれ得ないが、トゥールーズ伯とその封臣フォワ伯との間の紛争(一二〇二年頃)においてもこの原則が具体化されており、したがって少なくともラングドックにおいては、北仏と同様に「同輩裁判制」が主流であったと

目されるのである。⁽⁸⁹⁾

(二) トゥールーズにおける、伯を頂点とした「上訴制・裁判機構」の整備

国王の側近として北仏（主としてパリ近郊）に居を構える王弟アルフォンスの不在により、伯の代行官（総代官・代官・徴税官）と自治都市トゥールーズの執政官府との間で自治特権をめぐる抗争が激化すると、執政官府は伯の代行官による自治特権の侵害、特に代官と執政官府との裁判管轄の競合を背景とする執政官府裁判権の侵奪を伯に陳情するに至った。これに対しトゥールーズ伯たるアルフォンスは執政官府宛に書状（日付なし）を發し、執政官府と代官との間の裁判権をめぐる争いについては、代官が伯の許可なくこれに変更を加えることを禁じ、さらに調停役たる伯の親任官（巡察使）の派遣を約している。⁽⁹⁰⁾

かくして王弟アルフォンスは、先に見た司法改革令（二二五四年頃）⁽⁹¹⁾において、伯を頂点とする上訴制を以下のように整備することで、トゥールーズにおける裁判機構の階層秩序化を推進したのであり、一元的な司法秩序に基づく中央集権的支配体制の確立が企図されていることが窺える。⁽⁹²⁾

【上訴審級】⁽⁹³⁾

①トゥールーズ執政官府の裁判所↓②代官の裁判所（代官付の裁判官が上訴を吟味）↓③総代官の裁判所（総代官付の裁判官が上訴を吟味・総代官の裁判所では、その他管区のあらゆる下級審の判決に対する上訴が吟味される／総代官の裁判所が第1審として裁いた判決に対する上訴は、当該総代官の元に持ち込まれ、前回とは異なる裁判官がこれを吟味する）↓④最終的には伯が総代官およびその裁判官の判決に対する上訴を吟味（第1審たる総代官の裁判所の判決に対する上訴も受理）

トゥールーズ執政官府の裁判所を伯代行官の裁判所の下に従属させるこうした試みは、自治都市トゥールーズの特権と激しく対立するものであったが、一三世紀に典型的な司法改革の名の下でその遂行を可能ならしめた要因として、マンディイは「法の専門職化」をあげている。⁽⁹⁵⁾先に続く規定によれば、上訴判決に際してトゥールーズ伯の総代官は代官と同様に専属の裁判官に補佐されるが、その際の裁判官は伯あるいは伯の代理官によって任命され、⁽⁹⁶⁾したがって総代官は、①第一審を担当する判事、②「上訴判事 *judex appellatum*」に補佐されており、総代官の裁判所において上訴を担当する判事の分化・専門化の過程を垣間見ることができる。かくして、代官裁判所の裁判官と区別するため、後に「上席判事 *judex major*」と呼ばれるようになる、この上訴担当判事が（迅速に案件を審理すべく）上訴申立人に出廷期日を定め、当該申立人がこれに従わない場合には上訴権が消滅し、さらに新たな付帯申立のない（期待できない）場合にも上訴が留保されることにより、⁽⁹⁷⁾迅速・公正な裁判が確保されたのである。

このように、裁判を主宰すべき者が実際の審理や判決の形成に加わらないという裁判実務は、南北フランスの領邦君主の法廷では珍しくなく、⁽⁹⁸⁾トゥールーズ伯領におけるこうした法の専門職化も、悪しきエリート主義を伴いつつ、一般市民には概ね都合なものであり、旧来の寡頭政に基づく裁判の素人主義⁽⁹⁹⁾を弱体化させることで、司法におけるトゥールーズ執政官府の権威を相対的に低下させたと考えられる。

(三) 最終審たる伯の権威

既述のように、総代官もしくはその裁判官によって、第一審または上訴審として申し渡された判決は、これを伯に上訴することができたが、⁽¹⁰⁰⁾伯は上訴を受理すると、当該上訴の対象となっている判決が申し渡された地の裁

判官に審理を委ねることとなる⁽¹⁰¹⁾。

一二六八年には、伯への上訴を終審として担当する特別の裁判官を当地に設置するよう、トゥールーズ市民が伯に請願を出していること⁽¹⁰²⁾から、トゥールーズにおいて、この種の上訴が一般化していたことは明らかである。さらに、翌年の「一二六九年七月二日付の伯令」においては、通常⁽¹⁰³⁾の裁判所での裁判拒否、あるいは正当に下級審での上訴手段を尽くした場合を除き、伯に直接上訴することが禁じられており、その濫用の程を窺い知ることが⁽¹⁰³⁾できる。

こうした伯への上訴の集中について、ブータリック⁽¹⁰⁴⁾は、そもそもローマ法上の原則によれば、総代官は「伯から」委任された裁判権 *jurisdictio mandata* を持つ以上、伯への上訴は総代官による「裁判拒否の場合 *pro defectu juris*」にしか認められないはずであるが、こうした原則はゲルマン侵攻後まで生き延びることはなく、したがって一三世紀の南仏の人々には、総代官が権限委任者を完全に代理しているとの観念が浸透しておらず、彼らは領主に直接裁かれる権利を有していると認識していたことの証左であると見る。かくして、裁判権の委任が包括的である場合にも、人々には自らの領主に直接裁判を仰ぐ権利が残されている以上、司法のヒエラルキーにおける上位者であっても、その判決が（領内最高封主である伯への）上訴の対象となることは免れないという、いわば「上訴における重層的権力構造」とも言うべきものが明らかとなる。さらに、マンデイの分析⁽¹⁰⁵⁾によれば、こうして整備された上訴制は理論上のものではなく、実効性をもって機能していたことは確実であり、「一二五五年一月二日付のトゥールーズ執政官府宛の伯書状」⁽¹⁰⁶⁾を引きつつ、特に代官裁判所の権威の隆盛と、それに伴う執政官府裁判所の相対的な影響力の低下が示唆される。

かくして、王弟アルフォンスによる上訴制の整備以降、訴訟係属の比重は執政官府の裁判所から代官の裁判所へと移行し、必要に応じて総代官の裁判所へ上訴するということが定着した結果、「他の地域、それも王領にお

いてさえ見られないような迅速さをもって裁判が行なわれた」と目されているが、制度の要として上訴審級の頂点に立つ伯の権威については、特に「慣習法解釈の法源性」・「悪しき慣習法の改廃」をめぐる伯と執政官府との抗争⁽¹⁰⁸⁾の中で繰り返し明示されている。

1 「一二五五年二月二二日付の執政官府宛伯書状」⁽¹⁰⁹⁾

当書状において伯は、良き慣習法はこれを維持し、悪しき慣習法はこれを改廃すべきとして、これまで何度も執政官府に悪しき慣習法の修正を求めてきたが、その都度拒否されてきた旨を指摘し、かくなる上は、伯が固有の権限に基づいてそれらに修正を加えるほかないと苛烈かつ威圧的な文体において宣告している⁽¹¹⁰⁾。

2 「トゥールーズ市民の諸条項 *Articuli civium Tholosanorum*」に対する伯顧問会議の回答

一二六五年頃、トゥールーズ執政官府は二名の代表者を伯の元に派遣して「トゥールーズ市民の諸条項 *Articuli civium Tholosanorum*」と呼ばれる要望書⁽¹¹¹⁾を提出し、トゥールーズ伯位継承時に王弟アルフォンスが自治都市トゥールーズの慣習法を包括的に承認したことに言及したうえで、爾来当地で守られて来た主要な慣習法を列挙している。特に裁判権と慣習法の解釈権に関して、①これまで執政官府は、トゥールーズの住民が関わる刑事事件の全てを担当してきたのであり⁽¹¹²⁾、②さらに執政官府が慣習法の解釈権を有し、疑義のある場合にこれを裁定できるということは、執政官の就任宣誓の文句からして明白である旨⁽¹¹³⁾を改めて承認するよう伯に求めているが、これに対して伯の顧問会議は次のように回答している。

まず①の主張については、これは「伯の宥恕 *patientia domini comitis*」によるものであり、したがって執政官府による権限濫用が目立つ場合には、伯は執政官府の裁判所と代官の裁判所のどちらかを選択する権利を当事者に認めるものである⁽¹¹⁴⁾。また、②の主張については、慣習法に疑義のある場合、これを明らかにすべく個別審議の対象とするのは執政官府であるが、内容を吟味するのは伯の役割であると明言している⁽¹¹⁵⁾。

以上、王弟アルフォンスがトゥールーズ伯として示した見解を総合すると、「何が正しい法であるかの解釈・決定権は、より上位の裁判権者たる伯に専属し、それは改廃権をも伴うものである」との意識が伯の側にあったことが看取され、明らかに兄王の司法改革令の末尾で示された立法絶対主義との類似・連関性が窺われる。よって、一二五四年頃の伯の司法改革令による上訴制の整備は、このような意識に裏打ちされた確固たる伯の権威を前提としているという点に鑑みれば、まさに立法絶対主義を介した南仏における北仏カペー朝王権支配拡張の証左であると言えよう。

五 総括…クリネンの分析系による整理

かくして、ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスは、共に司法改革という手段によって、アルビ十字軍の長い戦乱を経て荒廃したラングドックという新たな支配領域に適正な法の運用に基づく秩序と安寧をもたらすことで、支配の基盤を確立しようとしていることが窺われる。「正義」と「公正」に根差した「平和」の実現こそが支配者の中心的属性である盛期中世において、ラングドックは北仏カペー朝王権にとっての「あるべき支配者」像を体現する格好の場であったと言えよう。

ここで、改めてクリネンの分析系に立ち返るならば、⁽¹¹⁶⁾盛期中世において正義は平和の必要条件であり、神は人々の間に正義を行き渡らせるために王を置いたのであって、かの者は「正義を取り戻すこと *justitiam red-dere*」を義務付けられている。このように「(国王が) 負っている正義を (人々に) 返す」ということが、王たる者の主要な使命として当時認識されていたことは、ルイ九世の統治下で作成された『王の聖別戴冠式次第 *Ordo consecrandum et coronandum regem*』において、「(国王が) 負っている正義 *debita iusticia*」とこの表現が二度

繰り返されていることからも明らかであり、既にして王権の復興目覚ましいフランスにおける「国家の正義」国家による裁判 justice d'Etat」の胎動を看取し得る。というのも、政治権力が司法権能と競合しているカペー朝王権にとって、新たな支配領域に秩序と平和をもたらそうとする意思を代表する裁判所を設置することが不可欠であったのであり、これにより、それまで曖昧だった「正す者たる国王 roi justicier」というキリスト教的理想を現実のものとすることができたのである。

他方、一二～一三世紀のスコラ学・ローマ法学上最大の発見である「立法者たる君主 prince législateur」像を介して、「その胸の内なる書庫にあらゆる法を蔵して」 omnia jura in scrinio pectoris sui」という勅法集の法文 (C.623.19) が援用され、君主があらゆる「正義の源 fons justitiae」であり、あらゆる規範適合性の主として「完全なる権力 plena potestas」を有するという、教会法学上の「教皇＝皇帝」モデルが、生成間もない世俗国家においても用いられるようになる⁽¹¹⁸⁾。それまで「正す者 justicier」、すなわち古来の規範や慣習によって認められた振舞いからなる秩序の安定性を守る者としてしか認識されていなかった政治的指導者としての国王⁽¹¹⁹⁾が、新勅法集における「唯一の立法者 solus conditor legis」について「生ける法 lex animata」(Nov. 105.2.4)、すなわち法の排他的支配者として立ち現れるに至る。

さらに、これらクリネンの分析系と連関するリゴディエールの分析⁽¹²⁰⁾によれば、このような神学・中世ローマ法学の影響により、知性と理性に基づく神法や自然法の遵守という枠組みの中で、強制的で制限的、あるいは慣習法や諸特権をも廃止するような新たな規範を制定できるようになったフランス国王には、従来の「正す者 justicier」のイメージに「立法者 législateur」のイメージが重ねられ、以後「国王という人格における国家権力の全能性 tout-puissance」は、徐々に国王唯一人が定めるものとなる立法規範に慣習法規範を適合させて行くこととして主張される」までに至ったとされる。したがって、ルイ九世が著したとされる『息子への教え』における

「そなたの王国の良き慣習法を保持し、悪しき慣習法はなくしてしまいなさい」という一節は、まさにこうした過程を跡付けるものと言えるだろう。

このような「正す者」たる「立法者」が、裁判において実際に法を適用するには「解釈 *interpretatio*」が不可欠であるが、註釈学派の大成者アックルシウスの定義によれば、⁽¹²²⁾「解釈するとは、添削することであり「……」、同様に用語をより明解にすることであって「……」、限定し、さらには拡張し「……」、あるいは反対に訂正、すなわち付け加える *addo* ののである」とされ、広義の「解釈」とは、法の「補整 *correctio*」・「限定 *restrictio*」・「拡張 *prorogatio*」を意味している。さらに同学派の領袖であるアーンズの見解によれば、⁽¹²³⁾「君主の解釈 *interpretatio principis*」こそが「真正なる解釈 *interpretatio authentica*」なのであり、よって「これを宣言し、変更し、あるいは修正し、付け加え、縮減することは、王権の完全性において留保される」というルイ九世の司法改革令の末尾の文言は、こうした中世ローマ法学を介しての「正す者」たる「立法者」像の生成を如実に示すものであり、また、王弟アルフォンスによる上訴制の整備は、何が法であるかの最終的な決定権が伯に留保されているという意味で、「生ける法」たる君主の「完全なる権力」の発動を確保しようとする積極的な意思が見られ、この点において、後のフランス絶対王政を彩る「あらゆる正義は国王より発する *toute justice émane du roi*」という法格言は、当時既に理論の域を脱していたと言えるだろう。すなわち、モリニエの言葉を借りるならば、「要するにルイ九世の時代より、王権は既にフィリップ美麗王（四世）の政策を採っており、カペー朝初期の封建君主制から絶対王政への転換を図っている」⁽¹²⁴⁾のであり、王権支配下のラングドックにおける一連の司法改革は、後にフィリップ四世の法律顧問たちによって完成される「立法絶対主義」（＝自身の王国内における皇帝である国王は、法の制定・改廃・解釈についてローマ皇帝と同等の絶対権を有する）の言わば先駆的適用事例として位置付けられるものである。特に王弟アルフォンスについては、上訴制の整備を介してトゥールーズ伯領内における一元的な司

法秩序に基づく強固な中央集権的支配体制の確立を志向しているという点で、兄王に比して絶対主義的な傾向が強く見られ、この点につきフリッシュは、「絶対主義」と「中央集権」を王弟アルフォンスの統治の二大特徴と位置付けている。⁽¹²⁵⁾

かくして、目的と手段を同じくしつつも、両者の間に見られるこのような違いは、モリニエの指摘するような、主として性格の違いから来る施策の違いと言うよりは、ブータリックが指摘するように、ポワトゥー伯アルフォンスが兄王の企図する王権の拡張路線、換言すれば当時形を整えつつあった王権理論としての「立法絶対主義」に忠実であろうとしたゆえの帰結であると考えられる。この意味で、カペー朝期の親王領政策を分析したウッドが、王弟アルフォンスはトゥールーズ伯領を王領に併合するための道具として選ばれたとみなし、所領において国王の似姿を演ずることで、領民に王権の存在を強く意識させることに寄与したと指摘していることに鑑みれば、⁽¹²⁶⁾「(王弟アルフォンスは)その領国の良き統治しか頭になく、王領内で用いられている巧みなヒエラルキーと、ルイ聖王の賢明な諸法を真似る以上のことができるとは考えていない。よって、兄王の諸制度をよく知らなければ、アルフォンスの諸制度を知ることにはできない⁽¹²⁷⁾」として、王権の模倣者たるアルフォンス像を提示するブータリックの指摘は、まさに慧眼と言えよう。したがって、ルイ九世とポワトゥー伯アルフォンスによる一連の司法改革令の発布は、王権が新たに獲得したラングドックという支配領域において、従来の封建君主制から「立法絶対主義」に基づく(後の絶対王政へと接続する)王権を中核とした支配体制へと移行する、ひとつの重大な転換点として捉えられると共に、そこにはチェイエットが指摘するような、王権による南仏支配の先進性を垣間見ることができるのである。

(1) カペー朝期の親王領政策に関する優れた研究として、Ch. T. Wood, *The French apauages and the Capetian*

monarchy 1224-1328, Harvard University Press, 1966. 『カポチュルネ』。

- (2) 「・シフホローは、これらの法文を「十三世紀の(神聖ローマ)帝国とフランスにおつて、唯一君主権を定義するもの」である」と云ふ(J. Chiffolleau, Saint Louis, Frédéric II et les constructions institutionnelles du XIII^e siècle, *Médiévales*, 34 (1998), p.15.) : A. Rigaudière, *Princeps legibus solutus est* (D.1.3.31) et *Quod principi placuit legis habet vigorem* (D.1.4.1 et Inst.1.2.6) à travers trois coutumiers du XIII^e siècle, *Hommages à Gérard Boulvert*, Aix-en-Provence, 1987, pp.427-451; G. Giordanengo, Le pouvoir législatif du roi de France (XI^e-XIII^e siècle), travaux récents et hypothèses de recherches, *BEC*, 147 (1989), pp.283-310; *Id.*, Les droits savants au Moyen Âge: textes et doctrines. La recherche en France depuis 1968, *BEC*, 148 (1990), pp.439-476.
- (3) J. Krynen, *L'empire du roi. Idées et croyances politiques en France, XIII^e-XV^e siècle*, Gallimard, Paris, 1993. [Krynen ①]
- (4) *Id.*, *L'état de justice: France, XIII^e-XX^e siècle*, t.1: L'idéologie de la magistrature ancienne, Gallimard, 2009. [Krynen ②]
- (5) J. Chiffolleau, *art. cit.*, p.19; J. Le Goff, *Saint Louis*, Gallimard, 1996, p.675, n.2; J.-M. Carbasse, Le roi législateur: théorie et pratique, *Droits*, 38 (2003), pp.3-19.
- (6) F. L. Cheyette, Suum cuique tribuere, *French Historical Studies*, vol.6, n° 3, 1970, pp.287-299.
- (7) E. Boutaric, *Saint Louis et Alfonso de Poitiers: étude sur la réunion des provinces du Midi et de l'ouest à la couronne et sur les origines de la centralisation administrative d'après des documents inédits*, Paris, 1870. [Boutaric ①]
- (8) *Ibid.*, p.1.
- (9) *Ibid.*, pp.6-7.
- (10) *Ibid.*, pp.9-12.
- (11) Devic et Vaissette, *Histoire générale de Languedoc* (éd. Privat), t.VI, VII, VIII et IX, Toulouse, 1879-1885. [HGL]
- (12) A. Molinier, Étude sur l'administration de Louis IX et d'Alfonse de Poitiers (1226-1271), *HGL*, t.VII, n.LIX, pp.462-570. [Molinier ①]

- (13) HGL, t.VIII, cc.883-892.
- (14) Boutaric ①, pp.63-65.
- (15) HGL, t.VII, II^e partie, *Enquêteurs royaux*, cc.1-174.
- (16) Molinier ①, pp.466-467.
- (17) *Ibid.*, pp.470-471.
- (18) 特に徴税官への不満が多い。そもそもは、農村部における単なる税務官であり、裁判権は持たなかったが、時代と共に徐々に裁判権を獲得するに至った (Boutaric ①, p.209)。既にレモン七世の時代には売官制の対象となっており、一三世紀中頃のラングドックにおいては、最も憎むべき不正に手を染める者として認識され、罰金の査定・徴収権限をはじめとする諸権能が制限されてくる (*Ibid.*, p.211; *Id.*, *Organisation judiciaire du Languedoc au Moyen Âge*, BFC, 4^e série, t.1 et 2, Paris, 1855-1856 [Boutaric ②], pp.156-158)。特に「裁判権者としての属性には早くから制限が加えられ、レモン七世は彼らに補佐官としての法律顧問を付けている：「Possit idem vicarius, seu bajulus, habere secum aliquem jurisperitum ad omnia dirimenda, et examinanda, seu diffinienda.», Chartes de Castelsarrasin en 1245. Trésor des chartes, J.320, n° 54, et de Moissac, même année, J.305, n° 40, cité par Boutaric ①, p.351, n.1.
- (19) Molinier ①, p.473; 一二四〇年と一二四二年の反乱の際には、多くの自治都市・城塞都市がトゥールーズ伯レモン七世に呼応し、北仏王権による支配をゆるがせにするが、反乱は失敗に終わっている (HGL, t.VI, pp.742-743)。
- (20) Molinier ①, p.474.
- (21) *Ibid.*, loc. cit.
- (22) Molinier ①, p.464; ブータリックによれば、このような司法行政官創設の根底には、ルイ九世の敬虔な贖罪の意識があると言われる (Boutaric ②, t.2, p.107)。
- (23) Molinier ①, p.465.
- (24) 以上、Boutaric ①, pp.386-388; 王弟アルフォンスの伯公開状によれば、伯巡察使の任務は、トゥールーズ伯領におけるアルフォンスと先代伯レモン七世の大きいなる過ち *forefacta* を正し、徴税官以下の属僚の行き過ぎを改めることにもなる：「Nos ad partes Tholosanas mittimus dilectum [...] pro forefactis nostre et bone memorie Raimundi

comitis Tholose, una cum dilecto [...] emendandis, nec non pro forefactis ballivorum et servientum similiter corrigendis. » (Trésor des chartes, J.307, n° 55, fol.2, cité par Boutaric ①, p.392, n.2.)

(25) 以下、Molinier ①, p.466 et pp.475-477. を参照。

(26) 通常「改革する」と訳されるラテン語の *reformare* は、そもそも「再形成する・改鑄する・変える・改める・元に戻す・再建する」ことを意味し、少なくとも一七世紀まで、フランスにおいて今日的な意味での抜本的変革が想起されることはなかったとされる。したがって、本稿で扱う盛期中世フランスにおける「改革」概念は、本来の語義に従った「弊害を除去し、制度を再調整して歴史的に等価なものを再現・修復することを主眼とし、基本的には新たな創造を行なわない」と理解すべきである。中世・近世のフランスにおける改革概念の変遷については、J. A. Carey, *Judicial Reform in France before the Revolution of 1789*, Harvard University Press, 1981. を参照。

(27) ここに、「各人に各人のものを分配せよ Summ cuique tribuere」(D.I.1.10.pr.) としてローマ法に定義された正義を果たそうとする、「正す者 *justicier*」たる国王の理想像を読み取ることもできよう。

(28) この点につきウッドは、属僚に対して親王が発する「通達 *mandements*」は、「王弟アルフォンスのもの以外ほとんど現存していないために、他の親王との比較において王弟アルフォンスの王権への忠実度を推し量ることはできないが、おそらくは兄王を自らの行政の指針としていたと考えられる (Ch. T. Wood, *op. cit.*, p.95, n.12.) として、王弟アルフォンスの行政に対し、カペー朝王権による親王領政策のモデルとしての重要性を認めている。

(29) マンディによれば、王弟アルフォンスは典型的な北仏の中央集権的領邦君主であり、一二四九〜一二七一年までの二〇年あまりの統治期間のうち、実際に南仏所領に滞在したのは約一カ月に過ぎない。ラングドックの主都トゥールーズに滞在したのは、一二五一年五月二二〜二九日と一二七〇年四月二二〜三二日・五月二二〜二六日であり、その滞在期間のほとんどは死の直前、十字軍出征のためチュニスへ向け出発する際に集中している (J. H. Mundy, *Society and government at Toulouse in the age of the Cathars*, PIMS, 1997, p.244. [Mundy ①])。

(30) 彼ら代表的な重臣三名の人物誌は、Fournier et Guébin, *Enquêtes administratives d'Alfonse de Poitiers*, Paris, 1959. に詳しく、ギー・フーコフ (pp.XXVII-XXXVIII)・ボンス・マスター (p.XLIII)・シカール・アラマン (pp.LXXXII-LXXXV)。

- (31) 実務においては、伯巡察使に寄せられた当事者の訴えの概要と、これに対する伯顧問会議の解決案が書面にされて伯に提示されるが、伯がこの提案を認める際には、条項の末尾に *placet* の語を記し、不十分である場合には、訴えを制限したり、別の解決策を提示することもある。さらには理由を述べることなく、訴えを完全に却下することもあり、これら伯による一連の最終決定権の留保は、「何が法＝正義であるか」の決定権が究極的には君主にある (*Quod principi placuit legis habet vigorem*: D.1.4.1.pr.) とする、当時の「立法絶対主義」の現れと評価できよう。
- (32) *HGL*, t.VIII, cc.1345-1352.
- (33) Molinier ①, p.478; *フランスの聖年の一* 二五五年五月八日には、ヘジエ司教館で開催された公会議において登録され (*HGL*, t.VI, p.842.)、王国全土に適用を拡大すべく、王領ラングドックに関して当初ラテン語で制定されたものが、北フランス語に直訳された *Ordonnances des roys de France de la troisième race*, t.I, 1723, pp.65-75.)。
- (34) *HGL*, t.VII, II^e partie, I. Enquêteurs royaux 所収。
- (35) Molinier ①, p.479.
- (36) « Jurabunt igitur utriusque baylivie senescalli, quod quamdiu commissam sibi tenebunt balliviam tam majoribus quam mediocribus, tam minoribus quam advenis, tam indigenis quam subjectis, sine personarum et nationum acceptione, jus reddent cum iudicum suorum consilio juratorum secundum jura, usus et consuetudines in locis singulis approbatas. »
- (37) « Jurabunt insuper jura nostra bona fide requirere et salvare, et aliorum jura scienter nec auferre nec diminueri nec eciam impedire. »
- (38) « Jurabunt etiam donum seu munus quodlibet a quacumque persona per se vel per alium non recipere, in pecunia, argento vel auro rebus aliis quibuscumque mobilibus vel immobilibus vel se moventibus, vel beneficiis personalibus vel perpetuis, preter esculenta et poculenta, quorum valor in una ebdomanda summam decem solidorum Parisiensium non excedat, et quod dona seu beneficia dari uxoribus suisque liberis, fratribus vel sororibus, nepotibus, neptibus vel consanguineis vel consiliariis vel suis domesticis minime procurabunt, immo bona fide diligentiam adhibebunt, ne uxores eorum vel alie persone proxime nominate dona vel munera recipiant. Quod si fecerint, ex quo

hoc sciverint senescalli, eos ad restitutionem compellent sub debito juramento. »

(39) « Jurabunt etiam, quod ab illis de sua senescallia nec ab aliis qui causam habeant coram ipsis vel sciant in proximo habituros mutuum non recipient per se vel per alium ultra summam XX librarum, quas reddent a die contracti mutui infra duos menses, licet etiam creditor veli solutionis terminum prorogare. »

(40) « Addetur etiam juramento eorum, quod nichil dabunt vel mitent alicui de nostro consilio vel uxoribus eorumdem, liberis aut domesticis, vel illis qui computum eorum recipient, vel illis quos ad visitandam terram vel facta eorum exquirenda mitemus. »

(41) « Quod etiam ballivos infideles seu injuriosos et improbos exactores vel de usuris suspectos vel turpem aperte ducentes in suo non sustinebunt errore, immo eorum excessus corrigent bona fide. »

(42) « Jurabunt etiam iudices et locorum vicarii singulorum, quod nec ipsis senescallis vel eorum uxoribus, liberis vel propinquis sive domesticis quidquid dabunt, et in fine juramenti concludent se universa et singula supradicta bona fide servare nec quicquam per se vel per alium in fraudem facere predictorum. »; « Vicarios autem, quos senescalli quandoque per se substituunt, nolumus ab ipsis institui, nisi prius sub forma predicta presiterint juramentum. »

(43) « Ut vero hec officialium juramenta firmitus observentur, volumus quod in publica assizia fiant coram clericis et laicis ab omnibus et singulis supradictis et si antea facta fuerint coram nobis, ut non solum mentu divine indignationis et nostre, set etiam confusionis et erubescencie apud homines perjurium manifestum incurrere vereantur. »

(44) こうした職務に対する誠実宣誓義務は、後述の王弟アルフォンスによる司法改革令(一二五四年頃)にも定められているが、そこでは細目には立ち入らず、贈物の受領や過度の饗応を受けることが大まかに禁じられていること⁴⁵を Molinier ①, p.479.)。

(45) « Set nec occasione criminis seu delicti detineant aliquem personaliter, qui velit et veleat ydonee satisfacere, nisi criminis hoc requirat enormitas, de quo confessione propria vel probatione legitima sit convictus, vel nisi tam violentis presumptionibus urgeatur, ut iudex cognoscat reum esse personaliter detinendum. »

(46) « Et quia in dictis senescallis secundum jura et terre consuetudinem fit inquisitio in criminibus, volumus et

- mandamus quod reo petenti acta inquisitionis tradantur ex integro.* 》：当時の北仏慣習法地域では、刑事予審は非公開であったことから、ブータリックは当該規定を南仏での王権によるローマ法受容の証と見る (Boutaric ①, p.149.) が、モリニエはこれをラングドック古来の慣習法 (南仏を特徴付ける書面主義) であるとみる (Molinier ①, p.479.)。
- (47) 《 *Personas autem honestas et bone fame, etiamsi sint pauperes, ad dictum testis unici subdi tormentis seu in questionibus inhiidemus, ne hoc metu vel confiteri falsum vel suam vexationem redimere compellantur.* 》
- (48) 《 *Caveant tamen iudices et ballivi, [ne] vel terroribus vel machinationibus callidis clam vel palam aliquem ad emendam offerendam inducant vel sine causa rationabili accusent.* 》
- (49) 《 *Porro viam malefecis volentes precludere, quantum possumus, firmiter inhiemus ne senescalli aut inferiores ballivi in causis criminalibus vel civibus subditos nostros locorum mutatione fatigent, set singulos in illis locis audiant, ubi ordinarie consueverunt audiri, ne gravati laboribus et expensis cogantur cedere juri suo.* 》：ブーデューは、これら刑事裁判における一連の被疑者の保護といふものが、中世における司法改革関連諸法に共通する観念であり、特にイタリヤの都市国家や法学派に顕著であることから、当時のイタリヤ法学の影響を推定 (Mundy ①, pp.259-260.) している。このようにした施策は王弟アルフォンスにも引き継がれている。
- (50) 《 *Demum perversam consuetudinem abolentes, que in aliquibus curiis nostris circa judiciales expensas et penas succumbentium in judiciis diu fuerat observata, volumus et mandamus quod in litis inicio contestate reddant pignora litigantes ad valorem decime partis litis vel estimationis ejusdem, que pignora partibus recedantur, nec in toto processu negotii levetur aliquid pro expensis, set eo finito, per compositionem vel sententiam solvat curie qui victus fuerit partem decimam ejus, in quo subcubuerit, vel estimationem ejusdem, et si ambo pro parte vicit fuerint, solvat quilibet pro parte in qua succumbet. — Qui vero litis principio reddere pignora non poterunt, dent fidejussores ydoneos, et si nec illos valuerint, juramentis propriis committatur.* 》
- (51) 《 *Si quis autem, ab alio ex facto proprio vel dicto conventus, factum suum proprium sive dictum post juramentum prestitum in iudicio negare presumpserit, et legitima probatione convictus fuerit, condemnatus beneficium appellationis amittat.* 》

- (52) « Omnes autem ballivos nostros majores et minores, finito officio, remanere volumus vel saltem procuratorem sufficientem dimittere in ipsa ballivia per quinquaginta dies, ut de se conquerentibus coram illis respondeant, quibus hoc comitemus. »
- (53) ハッポの表現「これを宣言し、変更し、あるいは修正し、付け加え、縮減する declarandi, mutandi, vel eciam corrigendi, addendi vel minuendi」は、ヴァイテルボのシヨヴァンニが『フリードリヒ武勳誌 Carmen de gestis Friderici』で伝えているフリードリヒ＝バルバロッサとポローニヤ四博士の逸話に表れた、新勅法 (N.105,24) に基づく「唯一の立法者 solus conditor legis」に就いて「生ける法 lex animata」たる神聖ローマ皇帝、すなわち「汝は生ける法 lex viva たり。汝は法を与え、廃止し、制定する dare, solvere, condere leges ハッポを得。[……] 汝は魂ある法 lex animata の意思によつて万物を導く」(cité par L. Mayali, « Lex animata », *Renaissance du pouvoir législatif et genèse de l'État*, A. Rigaudières et A. Gouron dir., Montpellier, 1987, p.155.) の木霊として捉え得る。クリネンはこれを中世ローマ法学によつて再発見された、「唯一の立法者にして法解釈者たる皇帝」という帝政後期の皇帝像に基づく立法絶対主義の表れと評価している (Krynen ②, p.158.)。立法者たるローマ皇帝の絶対権については、J. Gaudemet, *L'empereur interprète du droit*, in *Festschrift für Ernst Rabel*, II, Tübingen, 1954, pp.169-203. に詳しい。ハッポした立法権を中核とする絶対権に基づくシムタウフェン朝期の世界帝国理念 (特にフリードリヒ二世) とルイ九世の比較については、J. Chiffolleau, *art. cit.*, pp.13-23. を参照。
- (54) *HGL*, t.VIII, cc.1351-1356.
- (55) ブータリッタは、ハッポから国王の主導を推定する (Boutaric ②, p.539.)。
- (56) Molinier ①, p.481.
- (57) « Item quilibet senescallus, prepositus et bajulus, post eorum administrationem finitam, debet in loco sue bajulie unius mensis spatio remanere, ut si contra ipsum vel suos allocatos dicere voluerint ab ipso aliquid extorsisse, juri pareat, et si culpabilis inventus fuerit, emendare cogatur, sin autem, liberetur, et si aliquam aliam querimoniam proponere voluerint, juxta culpe qualitatem et modum a giudice puniatur, et in assisiis totum istud publicetur. »; ルイ九世の司法改革令では「50日間 quinquaginta dies」となっており、当該伯令では滞在期間が短縮されている (前掲註

(22) 参照)。

- (18) « Et eo tempore quo remanserit ibi, habeat solum medietatem stipendorum suorum, illorum que habebat tempore sue administrationis, et non plus. »
- (19) « De iudicibus, quod non instituatur per senescallum, sed per dominum comitem vel per aliquem nomine ipsius. »
- (20) « Item quod iudices nihil percipiant a litigatoribus nec ratione compromissi expensas exigant, quando continget litigatores se exponere arbitrio eorumdem. »
- (21) « Item quod senescallus, iudices et ballivi regant terram secundum iura et consuetudines et usus patrie, et ut condemnationes fiant in maleficiis per sententiam, non ex sola voluntate, nec super iis, precipue in ardius negotiis, preter consensum domini comitis facile procedatur ad viam compositionis cum curia faciendo, quia tunc imminet periculum et dominio comitis et condemnandis; si fiat composito, fiat cum testimonio jurisperitorum. »
- (22) « Item ut moderate condemnationem faciant. »
- (23) « Item ut pene corporales in pecuniarias non convertantur vel commutentur. »
- (24) « Item excessus senescalli, iudicum, ballivorum et omnium officialium juxta qualitatem culpe, veritate comperta, puniantur publice, ut exemplo illorum alii corrigantur, non enim sufficit sola restitutio illicite receptorum. »
- (25) « Item ut omnibus sint cimmunes in redditione justitie, et non dehonestant milites et alios bonos viros verbis contumeliosis, et quod benigne audiant omnes conquerentes. »
- (26) « Item ut non supponant facile homines questionibus et tormentis, nisi quod, si debeant, sententiaiter fuerit pronunciatum. »
- (27) « Item ut homines non detineantur capti, qui parati fuerint satisfacere, nisi qualitas criminis hoc requirat. »
- (28) « Item ut conquerentes, qui ad presentiam domini comitis attendunt, non molestentur propter hoc vel graventur. »
- (29) « Item ne senescallus aut inferiores ballivi vel iudices, in causis aut negotiis quibuscumque, subditos locorum

mutatione fatigent sine causa rationabili, et singuli audienter in locis ubi ordinarie consueverunt audiri, ne gravati laboribus et expensis, cogantur cedere juri suo. »

(70) Molinier ①, p.482.

(71) *HGL*, t.VII, II^e partie, I. Enquêteurs royaux, K. II, cc.426-430.

(72) « Cum in Agennensi et Caturcensi dioecesibus, preter querimonias singularium personarum, a bonis acceperimus gravibusque personis multa in eisdem pro divini nominis reverentia et honore domini comitis reformanda, nos Joannes de Donibus miles, magister Guido Fulcodii, etc., donec dominus noster comes disponat aliter, cujus in omnibus augendis vel minuendis vel in formam aliam trans. (sic) trahendis arbitrium remittimus, de bonarum personarum consilio, hec ad presens duximus recitanda. [……] Acta sunt hec et recitata in ecclesia Sancti Jacobi de Montealbano, presentibus venerabilibus patribus R. Tholosano et B. Caturcensi episcopis, P. abbate Montisalbani, et domino Sicardi (sic) Alamanni, Poncius Estouldus (sic), et multis aliis ibidem publice convocatis, anno Domini M^o CC^o L^o secundo. » (下線部著者); 下線部からは、王弟メルフォンスによる南仏所領統治の改善点を検討したべんじゅ好まじい施策を提言する、伯の巡察使の高度な政治目的が垣間見える。

(73) « Quia vero propter multitudinem ballivorum, quos in partibus istis invenimus, multiplicata comperimus gravamina subjeutorum, eam reseccare volentes, diximus et injunximus senescallo, quod in singulis locis, ubi consueverunt teneri ballivi, unicus sit bajulus, qui jurisdictionis habeat exercicium, [……] In exercenda autem jurisdictione ballivi, qui erunt sub senescallo, suis finibus sint contenti, prout ipse dominus comes statuit et mandavit. Ne videlicet pignoraciones cum armis vel insulutu faciant in castris aliorum vel villis sine senescalli speciali mandato, ... »

(74) « Dicimus etiam quod ballivi sub senescallo, cum eis aliquorum crimina delata fuerint, de quibus sit secundum usum terre et curiarum consuetudinem inquirendum, fideliter et cum bono consilio, servato more laudabili regionis, veritatem inquirant et nullam expositionem (sic) faciant sine consilio et consensu senescalli vel judicis, presentata prius eisdem inquisitione et litera, secundum quam si delictum vel accusatum viderint innocentum, non minis vel

terroribus vel simulacionibus ad compositionem inducant. Si vero crimen probatum fuerit, faciant quod divino honori et domini comitis et terre satu (*sic*) secundum jus et bonas terre consuetudines viderint expedire. Si vero crimen probatum non fuerit, tamen staret infamia et quasi comunis suspicio contra illum qui fuerit accusatus, si se gratis ad pecem faciendam contra curiam reus obtulerit, faciant quod secundum Deum et suas consciencias viderint faciendum. »

(75) « Caveant autem ballivi, ne subditos et maxime pauperes locorum mutacione fatigent, nec sine senescalli mandato vel iudicis, de quo literas habeant, aliquem ire compellant pro causis peccunariis vel criminalibus extra locum, ubi crimen est inquirendum vel causa audienda. »

(76) « Jurent autem ballivi omnes, quos ponent emptores, formam istam servare et jus omnibus fideliter reddere tam indigenis quam extraneis, et nec prece nec precio, odio vel amore justiciam alicujus minuere vel etiam retardare. »

(77) Molinier ①, p.483.

(78) *HGL*, t.VIII, cc.1325-1329.

(79) « Cum in pluribus locis comitatus Tholose preter querimonias singularum personarum, a bonis acceperimus gravibusque personis multa in eisdem pro divini nominis reverentia et honore domini comitis reformanda, nos Joannes de Domibus miles, magister Guido Fulconis (*sic*), Petrus Bernardi, fratres Johannes de Casanova et Philippus ordinis fratrum Minorum, donec dominus noster comes disponat aliter, cujus in omnibus augendis vel minuendis vel in formam aliam transmutandis arbitrium retinimus, de bonarum personarum consilio hec ad presens duximus recitanda. [...] Datum Tholose, die mercurii proxima post Ramos Palmarum, anno Domini M CC LIII. »; 前掲註(72)参照。

(80) 『ラングドック概史』の編纂者のひとりである、一八世紀末の古文書学者ヴェセット師によれば、頭書きも末尾の日付もない王弟アルフォンスの司法改革令は、一七世紀末に国務顧問官を務めたフーコー氏の旧蔵写本の中に見出される。これは、一三世紀末の証書台帳であり、トゥールーズ慣習法とその註釈、トゥールーズ伯や自治都市トゥールーズに関する様々な証書その他が収録されているものであるが、当該伯令が一二五四年一二月のルイ九世の大王令

に続いていること、これらふたつの司法改革令の諸条項に多数の一致が見られることから、王令は主としてボーケールとカルカソンヌのふたつの総代官区のために制定され、王弟アルフォンスも同じ頃によく似た伯令を、トゥールーズ総代官区をはじめとする自らの所領において公布した可能性が高いとされる (HGL, t.VIII, c.1356, Note de dom Vaissete.)。モリニエは、当該写本は紛失したと見ている (*ibid. loc. cit.*, n.1.) が、その後ジルによって、当該写本はフランス国立図書館所蔵の ms. latin. 9187 であると同定され、実際その pp.75^b-77^a には一二五四年の大王令が、続く pp.77^a-78^a には当該伯令が収録されており、ヴェセット師の記述の正確さが確認されている (H. Gilles, *Les coutumes de Toulouse (1286) et leur premier commentaire (1296)*, Toulouse, 1969, p.50.)。

(81) モリニエはこれら司法改革令の先後関係につき、一二四七年と一二四八年に派遣された国王の巡察使の元に寄せられた陳情に基づくものとしつつも、ルイ九世の司法改革王令は非常に重要であり、南仏の人々にフランス国王による支配を受け入れさせ、四〇年にわたる戦争と悪しき行政による荒廃からの回復を目指すものであり、王弟アルフォンスの司法改革令も、兄王のそれを真似たものであり、同じ目的を持ち同様の結果を目指すものであるとする (HGL, t.VI, pp.841-842, n.6.)。さらにウッドは、王弟アルフォンスの司法改革令の起草に際して伯の顧問官ギー・フーコワの果たした役割の重要性を強調し、かの者が実際にルイ九世の司法改革令の起草に関わったかどうかは明らかでないものの、一二五五年のベジエ公会議に当該王令を提示すべく派遣されていることから、その内容に通じていたことは明らかであり、さらに公会議の後にアルフォンスの巡察使に任命された際に作成した報告書が王弟アルフォンスの司法改革令の発布を促したと見ている (Wood, *op. cit.*, p.114; 但し、当該司法改革令の発布を一二五五年と推定している)。

(82) 以下の記述は、主としてブータリックによる整理に基づく (Boutaric ①, pp.368-369; Boutaric ②, pp.546-547.)。

(83) Isambert et al., *Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 jusqu'à la révolution de 1789*, t.1, Paris, p.288, n.1.

(84) Ch. V. Langlois, *Les origines du Parlement de Paris, Revue Historique*, t.42, Paris, 1890, pp.99-102.

(85) 「誤判の訴えが認められている地において判決の誤りを申し立てる者がいる場合、決闘は行なわれず、申立と応答、その他訴えの誤りは朕の法廷にて聴き入れられる Se aucuns vïaut fauser jugement en país là où faussement de

jugement aïfert, il n'i avra point de bataille, mais li claim et li respons et li autre errement dou plait seront raporté en nostre cort ...」(P. Viollet éd., *Les établissements de saint Louis*, t.1, Paris, 1881, p.492.); 当王令の制定年代については諸説あるが、本稿ではタルレイフの同定 (E.-J. Tardif, *La date et le caractère de l'ordonnance de saint Louis sur le duel judiciaire*, Paris, 1887.) に従う。一二五八年頃とする。また『ポーヴェジ慣習法書』(一二八三年)には、臣従札の序列に従って「代官 prévôt → 総代官 bailli → 国王」の順に上訴すべきであり、跳躍上訴は認めない旨の規定 (Ph. de Beaumanoir, *Costumes de Beauvaisis*, éd. par Am. Salmon, t.2, Paris, 1900, p.399, §1774.) が見られ、十三世紀末の北仏における上訴制のあり方を窺い知る手がかりとなる。

(96) Boutaric ①, p.370.

(97) J. H. Mundy, *Liberty and political power in Toulouse:1050-1230*, Columbia University Press, 1954, p.100 et p.311, n.54. [Mundy ②]

(98) ハのよゆうな「同輩裁判制」の原則は君主と臣民の間にも拡張されたばかりでなく、*« Nelle liti col senior, non avendo superiori, erano giudicati da pari »* というイタリア諸都市にまで浸透していったとされる (E. Besta, *Il diritto pubblico italiano: dalla costituzione del Sacro Romano Impero sino al principio del secolo undecimo*, Padova, 1928, p. 163.)。他方マイヤーによれば、法に関して先進的であったイタリアでは、自治都市の執政官が封建領主の代官 *locopositi* の裁判権を篡奪するに際して、民事を担当する裁判官を備えた裁判所を創設し、既に十二世紀中頃にはそれが「上訴裁判所 *curia appellatumum*」に発展していったとされる (E. Mayer, *Italienische Verfassungsgeschichte von der Gothenzeit bis zur Zunftherrschaft*, band 2, Leipzig, 1899, pp.546-557.)。

(99) Mundy ②, p.143 et p.353, n.43.

(99) *« Licet in iuribus nostris, prout multorum relatione didicimus, vos sepe reddideritis onerosos, nobis tamen non placet quod noster vicarius Tholose sine nostro specilai mandato vobis aliquam faciat novitatem. Cito tamen, favente Domino, certos nuntios nostros videbitis, qui vobis super confirmatione monete quam petitis, secundum vestrum beneplacitum, taliter respondebunt, quod inde debitis esse contenti. Super aliis etiam que de segiatore et susstide monete ac aliis nobis scripsistis, vobis respondebimus per eosdem. »* (A. Molinier, *Correspondance administrative*

d'Alfonse de Poitiers, t.II, Paris, 1900, n° 2096, p.602.)

(91) 前掲註(54)。

(92) マンデイによれば、周辺領域に対する自治都市トゥールーズの「コンタード支配」(イタリア都市国家に典型的に見られる領域支配形態)は、アルビ十字軍後期に絶頂を迎え、都市による裁判所統制を伯領全土に及ぼしていたとされる (Mundy ①, pp.250-256; 周辺領域に対する自治都市トゥールーズの支配形態を「コンタード支配」とする通説的見解に対する有力な反論は、図師宣忠「中世盛期トゥールーズにおけるカルチュレルの編纂と都市の法文化」『史林』九〇巻二号、四二〜四八頁を参照)。したがって王弟アルフォンスが、同じく執政官政をとりながらも伯に従属する「新設都市 bastide」をトゥールーズ周辺領域に相次いで創設し(レモン七世逝去時：九都市／アルフォンス逝去時：約九六都市)、特許状によって当地の慣習法を承認する際には、常に伯の「上位権 *superioritas*」を留保しつつ、トゥールーズ執政官府の権威に対抗している点に鑑みれば、司法改革令による上訴制の整備は、領内の裁判機構における諸々の執政官府の位置付けをモデル化する狙いがあったと推察される。以上、一三世紀トゥールーズ伯領における「新設都市」政策の概要については、O. de Saint-Blanquat, *Comment se sont créées les bastides du Sud-Ouest de la France*, in *Annales: ESC* 3 (1949), pp.278-289. 参照。

(93) « Item quod a consulibus Tolose appelletur ad vicarium domini comitis, et quod iudex curie vicarii cognoscat de omnibus illis appellationibus autoritate vicarii. Item quod a sententiis domini vicarii appelletur ad senescallum, et quod iudex qui continue est cum senescallo Tolose, cognoscat de illis appellationibus, autoritate senescalli. Item quod a sententiis latis a singulis iudicibus, qui habent speciales iudicaturas, appelletur ad senescallum in cuius senescallia sunt constituti, et de illis appellationibus cognoscat iudex senescalli. Item quod a iudicibus senescalli, nomine domini comitis constituti, appelletur ad senescallum, nisi cum consilio suo lata fuerit sententia, et quod senescallus tunc committat causam appellationis bonis personis non suspectis. Item quod a sententiis latis per senescallum, tam in principalibus causis quam in causis appellationum, vel per iudices quibus ipsius senescalli causas commiserint, ad dominum comitem appelletur. »

(94) 一二九五年九月八日の執政官府決議によって作成された、通称「トゥールーズ市政庁の白書 *Liber Albus domus*

communis Tholose」と呼ばれるトゥールーズ執政官府の公式登録簿 (AA3: トゥールーズ市立古文書館所蔵) には、ルイ九世の司法改革王令のみが収録され、上訴制を定めた当該伯令は収録されていない点からも、自治特権と対立する上訴制への抵抗が、執政官府の側で意識的かつ継続的に行なわれていたことが窺える。

(95) Mundy ①, p.253 et p.258.

(96) « De iudicibus, quod non instituuntur per senescallum, sed per dominum comitem vel per aliquem nomine ipsius. »

(97) « Item quod iudex appellacionis, quantum poterit et sibi videbitur expedire, sine manifesta juris offensa, abbreviet causam appellacionis, et quod ad requisitionem appellati citet appellantem vel contumaciter absentem ad prosecutionem appellacionis, sicut ei iuxta quantitatem cause videbitur faciendum. Item quod appellacione pendente nihil innovetur, et si fuerit innovatum, incontinenti per iudicem appellacionis ad statum pristinum reducat. »

(98) Mundy ①, p.312, n.58.

(99) 一二五五年二月二日以前の「トゥールーズ執政官府に対する伯の覚書」では、執政官府の裁判所では職務宣誓した裁判官が、禁令に反して「靴屋や毛皮職人」あるいは「一般人や無学の人」であったと批判されている：「[……]et iudicis sive etiam contra eorum inhibitionem expressam constituunt sive eligunt sibi iudices, scilicet quemdam pelliparium, sutorem aut quamlibet vilem personam et imperitam de villa Tolose …」(HGL, t.VIII, c.1376.) マンデイが指摘するように、伯の裁判権が、伯と臣民との間の封建契約関係を象徴する部分的なものであるのに対し、市民の同輩たる執政官府の裁判権は、選挙制を根拠とする「市民＝都市」の象徴として包括的なものである (Mundy ②, p.144.) とするならば、このような裁判における素人主義は、トゥールーズにおける同輩裁判制を強く示唆するものとなる (前掲註(87)参照)。

(100) 前掲註(93)参照。

(101) « De appellationibus, que ad curiam domini comitis deferrentur, fiat commissio in illa terra in qua lata est sententia. » 概して、様々な事案の処理に当たるべく当地に派遣された、伯の顧問官 (巡察使) がこの任に当たったが、その任務は各事案一回限りの特別のものであったとされる (Boutaric ②, p.526; Boutaric ①, p.379.)。

- (102) « Item quod in partibus Tholosanis constituerentur aliqua bona persona, que audiret et finedebito terminaret omnes causas appellationum interpositarum ad dominum comitem, quia pretextu dictarum appellationum jura domini comitis et litigancium retardantur. » (*HGL*, t.VIII, c.1652, §12.)
- (103) « Statutum domini comitis, ne aliquis adeat ipsum pro justicia obtinenda, nisi in defectum justice vel pro appellacione. [...] Sed ipsi, quod graviter ferimus, provisionis hujusmodi fructum minus provide abnuentes, nos pro justicia assiduis adiccionibus, obmissis locorum ordinariis, interpellant, quamquam defectum justice non inveniant apud ipsos, non absque illorum contemptu, nostra molestia et ipsorum dispendio manifesto. Viam itaque hujusmodi obstructentes et quieti nostre et honori ordinariorum predictorum consulentes et predicta dispendia evitantes, provide duximus statuendum, ut nullus... » (A. Molinier, *op. cit.*, pp.653-654.)
- (104) Boutaric ①, p.377; Boutaric ②, t.2, p.117.
- (105) Mundy ①, p.260.
- (106) « Illud etiam quod ex usu longevo defendis similiter duximus reprobandum, videlicet quod super querimoniis ad vicarium Tholosanum perlatis alter ex litigatoribus ejus possit jurisdictionem eludere, dum tamen paratum se dicat coram communibus litigare iudicibus, quorum unum ipse protinus nominabat, vitem forte vel adjectam personam, et alter alium, et sic coram dicto vicario postea minime comparebunt. » (A. Molinier, *op. cit.*, p.606.) : このよびに、伯は多忙を極める伯の代官の裁判所に係属する訴訟を減らすため、執政官府の裁判所がこれを分担するよう指示を出しているが、マンデイによれば、この種の君主の権利（裁判権）の一時停止命令は、他の都市には見られない稀有なものであると思われる。(Mundy ②, p.311, n.55.)
- (107) A. Fliche, L'état toulousain, in F. Lot et R. Fawtier dir., *Histoire des institutions françaises au Moyen Âge*, t.I, Paris, PUF, 1957, p.97.
- (108) この点（特に、代官裁判所と執政官府裁判所の上席権・裁判先取権をめぐる抗争）については、稿を改めて論ずるべきである。
- (109) *HGL*, t.VIII, cc.1384-1389.

- (㉑) « Sicut bone consuetudines in singulis regionibus sunt servande, sic male adinvente penitus abolende, ad quas in defensionem longinqui temporis nec sufficit usus nec proficit, qui quanto prolixior, tanto pernitiosior eliminandus est potius quam fovendus. Nos sane, qui nostrorum jura fidelium sic firma volumus observari, ut nostra minime negligere videatur, vos dudum et sepius per sollempnes nuncios nostros monuimus ut ea, que in nostram et nostrorum subditorum injuriam aub colore consuetudinis in usum, vel predecessoris nostri temporibus redegistis, salubriori dimitteretis consilio, quod tamen hactenus facere nolulistis, licet articuli sigillatim per eosdem nuncios vobis expressi fuerint, quos homines tanti consilii, quanti vos esse credimus, nec decebat defendere nec tenere. Verum tam evidens nostri domini prejudicium in divinam cedens injuriam et enormem nostrorum fidelium lesionem, ulterius sustinere cum bona conscientia non valentes, longa satis deliberatione prehabita et multorum communitatio consilio sapientium et virorum Deum timentium, ea que per vos corrigere nolulistis, auctoritate nostra duximus ad statum debitum reducenda. » (*ibid.*, cc.1384–1385.)
- (㉒) *Ibid.*, cc.1553–1560.
- (㉓) « Item quod consules Tholose de usu antiquo et consuetudine Tholose audiebant et diffiniebant omnes causas criminum et injuriarum civium Tholose. »
- (㉔) « Item dicunt et asserunt dicti capitularii seu consules de consilio dictorum consiliatorum, quod si de consuetudine dubitetur inter cives vel inter cives et forenses super contractibus, in dicta urbe seu suburbio inhitis in causis vel negociis, quod stetur dicto consulum predictorum et quod super dicta consuetudine et usu dicti consules, qui pro tempore fuerint, cum juraverunt in ingressu sue administrationis dicti consules, requirantur et quod suum prestitum juramentum in ingressu super dictis consuetudinibus sufficiat. »
- (㉕) « Item responsio super articulo de audientia criminum, quod si consules audiebant querimonias criminum et diffiebant, hoc erat de patientia domini comitis. Et quia cogniciones et definitiones eorum quandoque finem debitum non habebant, fuit ordinatum per dominum comitem, ut conquerentes super criminibus juxta electionem conquerentium tam a vicario quam a consulibus audirentur, ad hoc ut contra malefactores plenius justitia

redderetur. »

- (115) « Item super articulo de consuetudinibus dubitatis responsio : Faciat consules in scriptis petitionem istam clarius et specialiter et dominus comes habeat consilium. Et si ipsi super hoc volunt habere specialem gratiam, petant in scriptis, dominus comes habeat consilium. »
- (116) 古ノノ大塚条ノノノノヲ Krynén ②, pp.17-22. 参考。
- (117) J. Le Goff, E. Palazzo et al., *Le Sacre royal à l'époque de Saint Louis*, Paris, 2001, p.261.
- (118) 福澤社 (13) 参考。
- (119) Y. Sassier, Le roi et la loi chez les penseurs du royaume occidental du deuxième quart du IX^e siècle à la fin du XI^e siècle, *CCM*, juillet-septembre 2000, pp.257-273.
- (120) A. Rigaudières, *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale*, II, Paris, 1994, p.125; *id.*, Législation royale et construction de l'État dans la France du XIII^e siècle, in A. Rigaudières et A. Gouron (dir.), *Renaissance du pouvoir législatif et genèse de l'État*, Montpellier, 1987, p.229.
- (121) « Maintien les bones costumes de ton royaume et les mauvaises abaisse. » (N. de Wailly, Joinville et les Enseignement de Saint Louis à son fils, *BEC*, t.XXXIII, 1872, p.428.)
- (122) Cité par Krynén ②, p.143.
- (123) *Ibid.*, pp.148-149.
- (124) Molinier ①, p.569.
- (125) A. Fliche, *art. cit.*, p.97.
- (126) Ch. T. Wood, *op. cit.*, pp.72-75.
- (127) Boutaric ①, pp.531-532.